学校いじめ防止基本方針



富士市立吉原第二中学校

（令和８年 10 月改定）

目 次

第１　いじめの防止等の基本的な考え方
１　基本理念・・・

第１ いじめの防止等の基本的な考え方

１　基本理念

【静岡県いじめの防止等のための基本的な方針】

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

◆　こどもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。

◆　こどもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。

◆　県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

本校は、この基本理念に基づき、いじめの防止等のための対策を推進する。

２　いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団から無視をされる
・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと､危険なことをされたり､させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかを判断する際には、いじめを受けたこどもの立場に立つことが必要不可欠である。表面上はけんかやふざけ合いのように見えても、目が行き届かない所で被害が発生していることもある。「心身の苦痛を感じている」と

表明しているものだけでなく、こども自身が苦痛を表現できなかったり、いじめと気づいていなかったりする場合もあることを念頭に置き、本人や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。このような判断を特定の教職員のみで行うことは、重大な見落としや誤った解釈を招くおそれがあるため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有して複数の目で確認していく。

3　いじめの理解

いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

また、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりするこども、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらないこどもがいたりすることにも注視し、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

4　基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どのこどもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべてのこどもに目を向けた対応が求められる。

いじめを受けたこどもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめたこどもや周りのこどもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

⑴　いじめの未然防止

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体が心の通い合う、温かな人間関係の中で、健やかでたくましく、いじめに向かわないこどもを育てていくことが必要である。「地域のこどもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むことが求められている。

そこで、学校は、こどもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。学級活動や道徳の時間

を活用し、こどもが自らいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てることが重要である。

⑵　いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要である。家庭、地域、学校が連携し、こどもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

ア　早期発見

いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、こどもを見守り続けていくことが求められる。

そこで、学校は、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、こどもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、定期的なアンケート調査を実施したり、こどものストレスの状況を確認したりするなど、日頃からこどもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切である。

イ　早期発見

いじめが発見された場合には、いじめを受けたこどもの安全を確保すること、組織として迅速な対応を開始することが不可欠である。いじめたこどもや周りのこどもへの指導など、状況を十分に把握することと並行して、具体的な支援や指導を講ずるなど、組織的な対応をすることが重要である。

⑶　関係機関との連携

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力は必要であるが、専門的な知見を早期に取り入れることが極めて重要である。いじめているこどもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合や、事態の深刻化が懸念される場合などには、警察、児童相談所、医療機関などの相談機関や、人権擁護機関等の関係機関との適切な連携が必要となる。

⑷　いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている状態を指す。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、組織的な見守りと指導を継続して行っていく。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性

からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか聞き取りにより確認する。

第２　いじめの防止等のための対策

１　学校が実施すべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進する。

⑴ 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、県や市のいじめ防止基本方針を参考にして、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。 策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に、こども、保護者に説明する。

⑵ 組織の設置

学校は、組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織、「学校におけるいじめ防止等のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」）を置く。 組織は、いじめを受けたこどもを保護し、解決に向けた伴走支援をしていく。

構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問から実情に応じて決定する。必要に応じて、こどもと信頼関係の深い教職員を追加する。さらに、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議員、ＰＴＡ代表等を加えることもある。

学校いじめ対策組織は、いじめ対策委員会を開催する。毎月１回の開催を原則とするが、緊急時には臨時の委員会を開く。委員会では、情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等について定期的に打合せを行うとともに、気になる生徒の情報共有や、教職員のいじめ等に関する理解推進に向けた取組についても、定例の議題として扱う。的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、速やかに組織的対応体制をとる。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「学校いじめ対策組織」に報告・相談する。集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が認知した情報を加え共有化を図る。

また、学校いじめ対策組織は、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機

能も担う。いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議する。

⑶　いじめの防止等のための対策

ア　いじめの未然防止

①　道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係をつくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等（情報モラル教育を含む）の充実を図る。

②　こどもの自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、こどもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

③　保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、こどもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。また、スクールカウンセラー等による子育て講演会を実施し、こどもとの接し方を考える機会とする。

④　配慮を要するこどもへの支援

個別の配慮を必要とするこどもについてはその特性や社会的・文化的背景を踏まえた適切な支援及び指導を日常的かつ組織的に行う。また、年度初めに生徒理解研修を行い、個別の配慮を必要とするこどもの把握・共有に努める。

⑤　欠席が続いた場合の対応の基準（原則）を設定

ある程度欠席が続いた場合、いじめ等が背景にある可能性もあることから、個々の教員の判断のみに委ねず、以下の基準（原則）に沿って組織的に対応する。

- 欠席した場合、原則電話で状況を確認する。
- 連続して３日以上欠席した場合は、家庭訪問を行う。
- 欠席が連続して７日以上に及び、本人の状況を直接確認できない場合は、富士市教育委員会に報告し、対応を協議する。
- 上記の対応は担任のみの判断とせず、学年主任・生徒指導主事・管理職と情報を共有した上で行う。

⑥　教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施し、教職員の資質能力の向上を図る。教職員のいじめに対する認識にずれが生じないよう、「いじめ対応チェックリスト」等を活用し、共通認識を持つとともに、共通行動が取れるようにしていく。また、「居場所づくり、安全・安心のための教師チェックリスト」を活用し、こどもの居場所づくりと安全・安心の醸成に向けて、教師が働きかける内容を共通認識し、定期的に振り返る。

⑦　教育課題の明確化

学校評価アンケートを生徒や保護者に実施するとともに、学校運営協議会や地

域住民との諸会合を通して本校の教育課題を明確にし、いじめが起きにくい環境づくりに努める。

⑧　社会情動的スキルの育成

SEL（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング）の実施を通して、こどもの自己理解や他者理解、人間関係を築くスキルやセルフコントロール等の学びを図る。

⑨　「i-check」の活用

「i-check」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行う。

⑩　安全・安心を考える週間の設定

学活や道徳を中心とした様々な教育活動の中で、こどもが学校や学年、学級の安全・安心について考える一週間を設定する。

イ　いじめの早期発見・早期対応

①　いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことがないようにし、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。いじめ対応マニュアルを作成し、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定める。

②　こどもの実態把握

こどもに対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行う。具体的には、いじめ調査を年間３回、教育相談を年間２回、教育相談がない月に、毎月メンタルセルフチェックを実施する。調査や相談の結果は学校いじめ対策組織に報告し、必ず複数の目による状況の見立てを行う。

③　相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、こども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けたこどもやいじめについて報告したこどもの立場を守ることにも十分配慮する。

④　いじめに対する措置

いじめの通報を受けたり、こどもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には、教育委員会に報告する。

いじめが確認された場合は、組織的に対応し、いじめの解消を図るとともに、再発防止策を講ずる必要がある。その際、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、

いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援、いじめを行ったこどもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

いじめを受けたこどもの保護者と、いじめを行ったこどもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

対応の詳しい流れについては、巻末の「いじめ対応マニュアル」を参照する。

ウ　関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応する。また、学校のいじめ対策組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

⑷　いじめの防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
4月	校内研修①（生徒理解研修、いじめ、チェックリスト）		○	
5月	教育相談①	○		
6月	いじめアンケート実施①	○		○
	安全・安心を考える週間	○		
7月	三者面談①	○		○
8月	校内研修②（SC・SSWによる研修、チェックリスト）		○	
9月	いじめアンケート実施②	○		○
10月	三者面談②	○		○
11月	教育相談②	○		
12月	三者面談③	○		○
1月	校内研修③（年間の総括、次年度の計画、チェックリスト）		○	
2月	いじめアンケート実施③	○		○

2　重大事態への対処

⑴　重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

①　いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ・こどもが自殺を企図した場合 ・心身に重大な被害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合　等 ②　欠席の原因がいじめと疑われ、こどもが相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因でこどもが一定期間、連続して欠席しているとき。

こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

⑵　重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、こどもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられる。

⑶　情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けたこども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

第３　その他

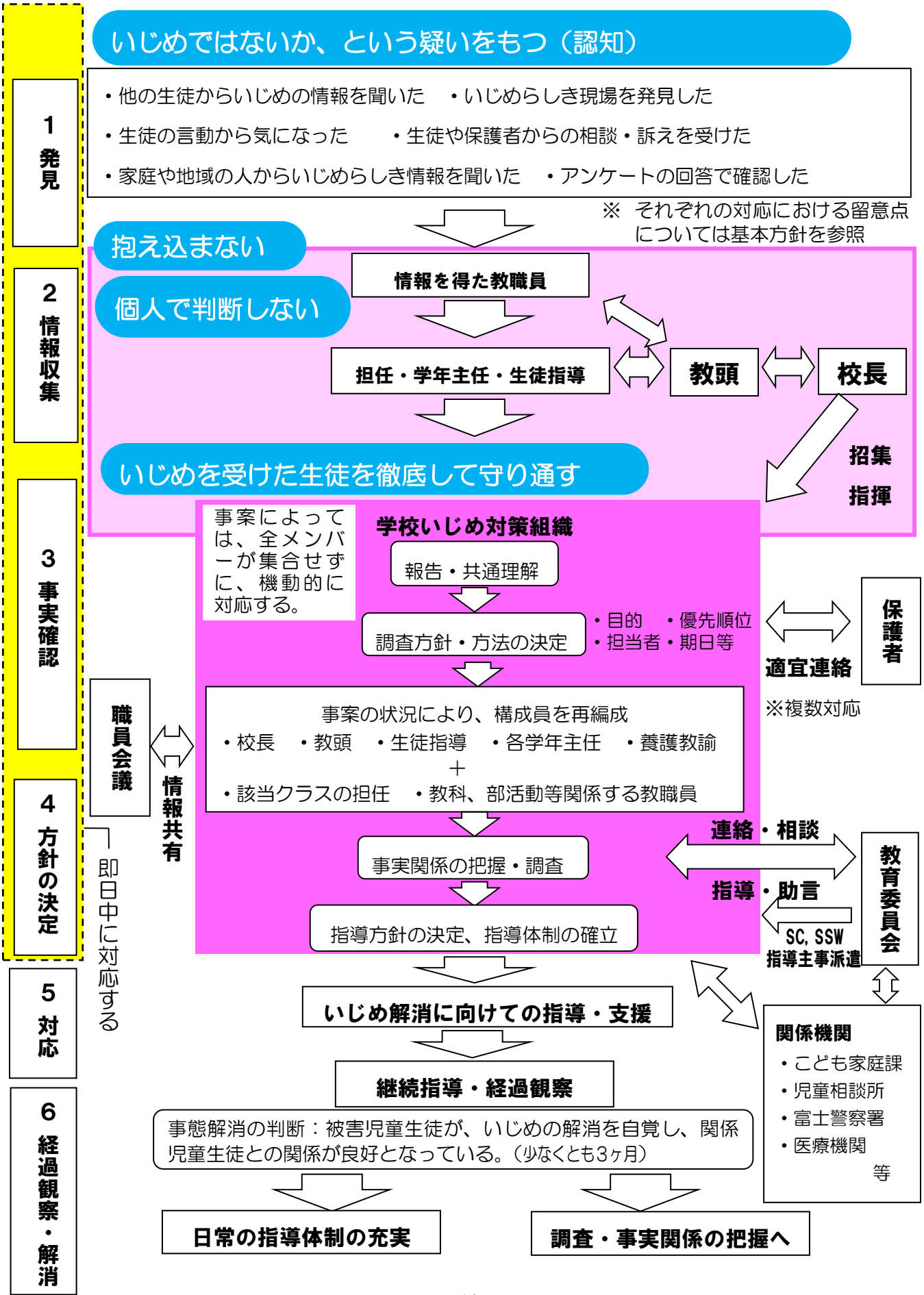
１　その他

いじめや悩み事について相談したいときは、本校の学校いじめ対策組織のほか、以下の相談窓口を利用することができる。児童生徒・保護者にその存在を周知する。

・LINE相談（ID検索：@shizuokasoudan）
・24 時間こどもSOSダイヤル　0120－0－78310
・若者こころのなやみ相談窓口　0800－200-2326
・ハロー電話「ともしび」　055－931-8686（月～金　10:00～17:00）
・こども・家庭１１０番　055－924-4152（平日 9:00～20:00　土日 9:00～17:00）
・ほっとデジタル相談・ふじ（GIGAタブレットL-Gate内のリンク）
・県警ふれあい相談室（各種犯罪や事故など）　054－254-9110
・県民生活センター東部（勧誘や契約トラブル、9:00～16:00）　055－952-2299
・違法・有害情報相談センター　http://www.ihaho.jp/
・富士市青少年相談センター　52－4152（平日 9:00～16:30）
・静岡県警エスピーくん安心メール
・富士警察署「少年サポートセンター」　51－0110
・吉原第二中学校　51－1115（月～金　8:00～16:30）

２　いじめ対応マニュアル

次ページ参照


1 発見
2 情報収集
3 事実確認
4 方針の決定
5 対応
6 経過観察・解消
いじめではないか、という疑いをもつ（認知）
・他の生徒からいじめの情報を聞いた　・いじめらしき現場を発見した
・生徒の言動から気になった　・生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた　・アンケートの回答で確認した
※ それぞれの対応における留意点については基本方針を参照
抱え込まない
個人で判断しない
情報を得た教職員
担任・学年主任・生徒指導
教頭
校長
招集
指揮
いじめを受けた生徒を徹底して守り通す
事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。
学校いじめ対策組織
報告・共通理解
調査方針・方法の決定
・目的　・優先順位
・担当者・期日等
保護者
適宜連絡
※複数対応
職員会議
情報共有
即日中に対応する
事案の状況により、構成員を再編成
・校長　・教頭　・生徒指導　・各学年主任　・養護教諭
＋
・該当クラスの担任　・教科、部活動等関係する教職員
連絡・相談
指導・助言
教育委員会
SC, SSW
指導主事派遣
事実関係の把握・調査
指導方針の決定、指導体制の確立
いじめ解消に向けての指導・支援
継続指導・経過観察
事態解消の判断：被害児童生徒が、いじめの解消を自覚し、関係児童生徒との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）
関係機関
・こども家庭課
・児童相談所
・富士警察署
・医療機関
等
日常の指導体制の充実
調査・事実関係の把握へ